

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正
する規則のあらまし

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、厚生労働省令において介護の対象となる家族の範囲のうち、祖父母、兄弟姉妹、孫等に係る扶養・同居要件が撤廃されることに伴い、所要の改正を行います。
- 2 この規則は、平成29年1月1日から施行します。ただし、改正後の第6条第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、従前の例によることとします。